

# 議第7564号

## 東京都市計画都市高速鉄道の変更（東京都決定）

東京都市計画都市高速鉄道のうち、第3号線を次のように変更する。

### 1 線路部分

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	第3号線	渋谷区道玄坂一丁目	台東区三ノ輪一丁目	港区北青山二丁目 港区赤坂三丁目 港区新橋二丁目 中央区銀座四丁目 中央区日本橋一丁目 千代田区神田須田町一丁目 台東区東上野五丁目 台東区浅草一丁目	約17,510m			線路線数 2
	内 訳	渋谷区道玄坂一丁目 渋谷区渋谷二丁目 渋谷区渋谷二丁目	渋谷区渋谷二丁目 渋谷区渋谷二丁目 台東区三ノ輪一丁目		約 650m 約 180m 約16,680m	嵩上式 掘割式 地下式		
その他		渋谷区渋谷二丁目地内において、立体的な範囲を定める。(面積約590m <sup>2</sup> を対象) 中央区日本橋一丁目地内において、立体的な範囲を定める。(面積約20m <sup>2</sup> を対象)						

「区域、立体的な範囲及び構造は、計画図表示のとおり」

2 主要施設

名 称			位 置	備 考
番号	路 線 名	施 設 名		
	第3号線	渋谷駅	渋谷区渋谷二丁目	約 4,600m <sup>2</sup>
		表参道駅	港区北青山三丁目	約 4,800m <sup>2</sup>
		外苑前駅	港区北青山二丁目	約 1,900m <sup>2</sup>
		青山一丁目駅	港区南青山一丁目	約 1,400m <sup>2</sup>
		赤坂見附駅	港区赤坂三丁目	約 1,500m <sup>2</sup>
		溜池山王駅	港区赤坂二丁目	約 5,700m <sup>2</sup>
		虎ノ門駅	港区虎ノ門一丁目	約 3,400m <sup>2</sup>
		新橋駅	港区新橋二丁目	約 1,600m <sup>2</sup>
		銀座駅	中央区銀座四丁目	約 2,900m <sup>2</sup>
		京橋駅	中央区京橋二丁目	約 2,000m <sup>2</sup>
		日本橋駅	中央区日本橋二丁目	約 2,900m <sup>2</sup>
		三越前駅	中央区日本橋室町二丁目	約 3,000m <sup>2</sup>
		神田駅	千代田区神田須田町一丁目	約 2,100m <sup>2</sup>
		末広町駅	千代田区外神田四丁目	約 1,900m <sup>2</sup>
		上野広小路駅	台東区上野三丁目	約 2,200m <sup>2</sup>
		上野駅	台東区上野七丁目	約 3,100m <sup>2</sup>
		稲荷町駅	台東区東上野五丁目	約 1,500m <sup>2</sup>
		田原町駅	台東区西浅草一丁目	約 1,800m <sup>2</sup>
	浅草駅	台東区浅草一丁目	約 6,000m <sup>2</sup>	
	三ノ輪駅	台東区三ノ輪一丁目	約 5,600m <sup>2</sup>	

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

## 理 由

渋谷区渋谷二丁目地内及び中央区日本橋一丁目地内において、都市高速鉄道第3号線の区域を施設建築敷地に含む渋谷二丁目西地区第一種市街地再開発事業及び日本橋一丁目1・2番地区第一種市街地再開発事業がそれぞれ予定されている。

市街地再開発事業の事業計画において、都市高速鉄道が存するように定め、その機能を保全するため、施設建築敷地内の都市高速鉄道第3号線の区域について、立体的な範囲を都市計画として定めるものである。

## 変 更 概 要

名 称	変更区間・位置	変 更 事 項
第3号線	渋谷区渋谷二丁目 中央区日本橋一丁目	立体的な範囲の設定（面積約590㎡（渋谷区渋谷二丁目地内）） 立体的な範囲の設定（面積約20㎡（中央区日本橋一丁目地内））